

令和7年2月17日

記者発表資料

総務部
財政部

令和7年第1回徳島市議会定例会 (提出議案等)

1 予算議案(22件) ※先議を必要とするもの

- ① 令和7年度徳島市一般会計予算
- ② 令和7年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算
- ③ 令和7年度徳島市食肉センター事業特別会計予算
- ④ 令和7年度徳島市奨学事業特別会計予算
- ⑤ 令和7年度徳島市土地取得事業特別会計予算
- ⑥ 令和7年度徳島市介護保険事業特別会計予算
- ⑦ 令和7年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算
- ⑧ 令和7年度徳島市職員給与等支払特別会計予算
- ⑨ 令和7年度徳島市中央卸売市場事業会計予算
- ⑩ 令和7年度徳島市商業観光施設事業会計予算
- ⑪ 令和7年度徳島市水道事業会計予算
- ⑫ 令和7年度徳島市公共下水道事業会計予算
- ⑬ 令和7年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算
- ⑭ 令和7年度徳島市市民病院事業会計予算
- ※⑮ 令和6年度徳島市一般会計補正予算(第9号)
- ⑯ 令和6年度徳島市一般会計補正予算(第10号)
- ⑰ 令和6年度徳島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- ⑱ 令和6年度徳島市食肉センター事業特別会計補正予算(第1号)
- ⑲ 令和6年度徳島市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- ⑳ 令和6年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- ㉑ 令和6年度徳島市商業観光施設事業会計補正予算(第2号)
- ㉒ 令和6年度徳島市水道事業会計補正予算(第1号)

2 条例議案（25 件）

- ① 事務分掌組織条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ② 徳島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ③ 徳島市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ④ 徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑤ 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑥ 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑦ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑧ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑨ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を定めるについて
- ⑩ 徳島市学校施設整備基金条例を定めるについて
- ⑪ 徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑫ 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑬ 徳島市文化振興施設設置条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑭ 徳島市避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供に関する条例を定めるについて
- ⑮ 徳島市妊婦のための支援給付に係る過料に関する条例を定めるについて
- ⑯ 重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑰ 徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑱ 徳島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑲ 徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑳ 徳島市介護保険条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ㉑ 徳島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ㉒ 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

て

- ⑳ 水道法に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ㉑ 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ㉒ 徳島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

3 単行議案（7件）

- ① 市道路線の廃止について《1路線》
- ② 市道路線の認定について《13路線》
- ③ 工事請負契約の変更について《助任橋橋梁下部工事》
- ④ 工事請負契約の変更について《四国横断自動車道周辺対策事業小松1号水路改良工事（2工区）》
- ⑤ 工事請負契約の変更について《四国横断自動車道周辺対策事業小松1号水路改良工事（3工区）》
- ⑥ 訴訟の提起について《家屋明渡等請求事件》
- ⑦ 専決処分の承認について《令和6年度徳島市一般会計補正予算（第8号）》

4 報告（12件）

- ① 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ② 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ③ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ④ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑤ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑥ 専決処分の報告について《訴訟の提起について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑦ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（その他の事故：公園緑地課）》
- ⑧ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（交通事故：東部業務課）》
- ⑨ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（その他の事故：財産管理活用課）》
- ⑩ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（八万ポンプ場1号雨水ポン

ブ設備改築工事：河川水路課）》

- ⑪ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（富田中学校第2校舎長寿命化改修工事：教育総務課）》
- ⑫ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（認定こども園整備事業（富田地区）新築工事：子ども政策課）》

5 提出（1件）

- ① 令和7年度の公社等の事業計画の提出について

6 (追加提出予定議案)

① 単行議案 (1件)

- (1) 工事請負契約の締結について《国府中学校校舎長寿命化改修工事 (1期)》

② 人事議案 (3件)

- (1) 監査委員の選任について
- (2) 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (3) 教育委員会委員の任命について

③ 諮問 (3件)

- (1) 人権擁護委員候補者の推薦について
- (2) 人権擁護委員候補者の推薦について
- (3) 人権擁護委員候補者の推薦について

7 (今後専決処分を必要とするもの)

- ① 徳島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定めるについて
- ② 徳島市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ③ 令和6年度徳島市一般会計補正予算 (第11号)

令和7年第1回徳島市議会定例会

(条例議案の概要説明)

① 事務分掌組織条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 分掌事務の改正

本市施策の円滑な推進を図るため、都市建設部の分掌事務に「都市計画に関すること。」及び「市街地再開発事業に関すること。」を加えるとともに、企画政策部の分掌事務について所要の改正をする。

2 関係条例の改正

徳島市都市計画審議会条例において用いる「企画政策部」の用語を「都市建設部」に改める。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

② 徳島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

国の特定任期付職員の給与に係る改正に準じ、本市の特定任期付職員の給与について次のとおり改正する。

1 期末手当等の改正

- (1) 期末手当の支給割合を100分の95（現行 100分の172.5）とする。
- (2) 勤勉手当を支給することとし、その支給割合を100分の87.5とする。
- (3) 特定任期付職員業績手当を廃止する。

2 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

③ 徳島市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 時間外勤務等の制限の改正

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、請求により時間外勤務等が制限される職員を、小学校就学の始期に達するまでの子（現行 3歳に満たない子）の育児を行う職員に拡大する。

2 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

④ 徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

国家公務員及び徳島県の職員の取扱いに準じ、本市の一般職の職員の給与について次のとおり改正する。

1 給料表の改正

一般職の職員に適用される給料表に規定する職務の級及び号給の構成を改める。

2 扶養手当の改正

配偶者及び子に係る扶養手当について、次のとおり段階的な廃止及び引上げをする。

| 扶養親族 | | 現行 | 令和7年度 | 令和8年度以降 |
|----------|--------------------------------------|---------|---------|---------|
| 配偶者 | 職務の級が行政職給料表の7級以下又はこれに相当する級である職員に係るもの | 6,500円 | 3,000円 | 廃止 |
| | 職務の級が行政職給料表の8級又はこれに相当する級である職員に係るもの | 3,500円 | 廃止 | |
| 子（1人当たり） | | 10,000円 | 11,500円 | 13,000円 |

3 通勤手当の改正

異動等に伴い通勤の実情に変更を生ずることとなった職員又は新たに本市の給料表の適用を受けることとなった職員であって、通勤のために特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用し、かつ、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする等その必要があると認めるものに対し、当該特別料金等に係る通勤手当を支給することとする。

4 単身赴任手当の改正

新たに本市の職員となったことに伴う単身赴任に係る単身赴任手当について、その対象を、国又は他の地方公共団体の職員であった者から引き続き本市の職員となったことに伴う単身赴任以外にも拡大する。

5 管理職員特別勤務手当の改正

災害への対処その他の緊急の必要により週休日等以外の日の深夜に勤務した場合の管理職員特別勤務手当の支給について、その支給対象となる時間を午後10時から翌

日の午前5時まで（現行 午前0時から午前5時まで）に拡大する。

6 定年前再任用短時間勤務職員等に係る諸手当の改正

定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当を支給することとする。

7 施行期日等

(1) 令和7年4月1日から施行する。

(2) 所要の経過措置を講ずる。

⑤ 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 条項の整備

地方公務員法の一部を改正する法律の改正に伴い、本条例において引用する同法の条項を整備する。

2 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

⑥ 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 技能職員の諸手当の改正

一般職の職員の例に準じ、技能職員に係る手当について次のとおり改正する。

(1) 単身赴任手当を支給することとし、新たに本市の職員となったことに伴う単身赴任をその対象とする。

(2) 配偶者に係る扶養手当を廃止する。

(3) 定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当を支給することとする。

2 施行期日等

(1) 令和7年4月1日から施行する。ただし、前記1の(2)は令和8年4月1日から施行する。

(2) 所要の経過措置を講ずる。

⑦ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 消防業務手当の改正

緊急消防援助隊等として災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体に派遣

された消防職員であって、当該地方公共団体において消防の応援等に従事したものに
対し、消防業務手当として1日につき1,080円（業務が著しく危険であると市長
が認める区域で行われた場合は、当該額に100分の100に相当する額を加算した
額）を支給する。

2 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

⑧ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 失業者の退職手当の改正

雇用保険法の改正に伴い、退職手当のうち就業促進手当相当額の支給対象者を、安
定した職業に就いた者（現行 職業に就いた者）とする等所要の改正をする。

2 施行期日等

(1) 令和7年4月1日から施行する。

(2) 所要の経過措置を講ずる。

⑨ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を定めるにつ いて

1 禁錮刑に処された者に係る規定の整備等

刑法の改正により、禁錮刑及び懲役刑が拘禁刑に改められることに伴い、次の条例
において、禁錮刑に処された者の資格に係る規定を整備する等、所要の改正をする。

(1) 徳島市職員ノ退職年金及ビ退職一時金ニ関スル条例

(2) 徳島市職員の給与に関する条例

(3) 徳島市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例

(4) 集団行進及び集団示威運動に関する条例

(5) 職員の退職手当に関する条例

(6) 徳島市表彰条例

(7) 徳島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

(8) 徳島市消防団員の定数、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例

(9) 徳島市敬老祝金又は敬老祝品支給条例

(10) 徳島市中央卸売市場業務条例

(11) 徳島市個人情報保護に関する法律施行条例

2 施行期日等

- (1) 令和7年6月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を講ずる。

⑩ 徳島市学校施設整備基金条例を定めるについて

本市の設置する学校の建物その他の工作物（以下「学校施設」という。）の計画的な保全、建替え、増築等及び廃校となった学校施設の解体に必要な経費に充てるため、徳島市学校施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

1 積立て

- (1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。
- (2) 基金をより効果的に運営するため、基金の設置目的に沿う市民等の寄附金は、積み立てる額に充てることができる。

2 管理

- (1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- (2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

4 繰替運用

市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

5 処分

基金は、学校施設の計画的な保全、建替え、増築等及び廃校となった学校施設の解体に必要な経費に充てる場合に限り、その一部を処分することができる。

6 委任

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

7 施行期日

公布の日から施行する。

⑪ 徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料等の改正

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正により，建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象が床面積300㎡以上の非住宅建築物から全ての建築物へと拡大されたこと等に伴い，次のとおり改正する。

- (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料について所要の改正をする。
- (2) 前記(1)と整合を図るため，低炭素建築物新築等計画の認定申請等に係る手数料について所要の改正をする。
- (3) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定が廃止されることに伴い，当該認定に関する手数料を廃止する。

2 既存不適格建築物の認定申請等の改正

建築基準法の改正に伴い，次のとおり改正する。

- (1) 既存不適格建築物の大規模修繕等に関し，当該大規模修繕等が現行法規における規制の適用を受けないものであることの認定を受ける場合における当該認定の申請に係る手数料を27,000円とする。
- (2) 国等が建築主である建築物に関する計画通知の審査等に係る手数料を定める。
- (3) その他建築確認申請手数料，完了検査手数料等について増額する等所要の改正をする。

3 施行期日等

- (1) 令和7年4月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を講ずる。

⑫ 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

市民サービスの向上を図るため，印鑑登録証明書の交付について次のとおり改正する。

1 窓口における個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の交付

個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の交付について，現行のコンビニエンスストア等に設置された端末機による交付に加え，市役所及び各支所の窓口においても交付できることとする。

2 施行期日

規則で定める日から施行する。

⑬ 徳島市文化振興施設設置条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 休館日の改正

文化振興施設の利用状況及び同じ建物内の公共施設の休館日の状況を踏まえ、文化振興施設の休館日を、毎月の第1火曜日、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで（現行 毎月の第1火曜日及び1月1日）とする。

2 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

⑭ 徳島市避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供に関する条例を定めるについて

災害対策基本法（以下「法」という。）の規定に基づき市長が作成する避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に記載し、又は記録された情報の提供に関し必要な事項を定める。

1 用語の定義

この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 名簿等情報の提供

市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報又は個別避難計画情報（以下「名簿等情報」という。）を提供するものとする。この場合においては、名簿等情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

3 名簿等情報の提供拒否

前記2の規定にかかわらず、市長は、本人が名簿等情報の提供について拒否を申し出たときは、当該本人に係る名簿等情報を提供することができない。

4 名簿等情報の取扱いに関する協定の締結及び調査等

(1) 市長は、前記2の規定により名簿等情報を避難支援等関係者に提供しようとするときは、あらかじめ、当該避難支援等関係者との間において、当該名簿等情報の適正な取扱いに関する協定を締結しなければならない。

(2) 市長は、前記(1)の規定により協定を締結した避難支援等関係者における名簿等情報の適正な取扱いを確保するため必要があると認めるときは、当該避難支援等関係者に対し、当該名簿等情報の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又は検査することができる。

5 利用及び提供の制限

名簿等情報の提供を受けた者は、当該名簿等情報を避難支援等の実施以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

7 施行期日等

(1) 令和7年7月1日から施行する。

(2) 所要の経過措置を講ずる。

⑮ 徳島市妊婦のための支援給付に係る過料に関する条例を定めるについて

1 過料に関する規定

子ども・子育て支援法の改正に伴い、同法の規定に基づく妊婦のための支援給付に係る報告徴収に応じなかった者等に係る過料を10万円以下とする規定を定める。

2 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

⑯ 重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 助成対象の拡大

徳島県がひとり親家庭等に対する医療費の助成対象を拡大することに伴い、ひとり親家庭の父母等の通院に係る医療費を新たに助成の対象とする。

2 施行期日等

令和7年10月1日から施行し、同年10月診療分から適用する。

⑰ 徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 配偶者からの暴力を受けた被害者に係る改正

(1) 市営住宅への優先入居

配偶者暴力被害者の居住の安定を図ってその自立を支援するため、配偶者暴力相談支援センターによる一時保護の終了後5年を経過していない者等を、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる者に加える。

(2) 緊急避難のための目的外使用許可

前記(1)に掲げる者等が緊急かつやむを得ない事情を有すると認められる場合に、市営住宅及び共同施設の一部を使用させることができることとし、当該使用に係る使用料の額を家賃の額の算定方法に準じて定める。

2 施行期日等

令和7年4月1日から施行し、同日以後の入居の申請及び許可使用に係る使用料について適用する。

⑱ 徳島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 徳島市災害弔慰金等支給審査委員会の設置

(1) 災害弔慰金等の支給に関する法律の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、徳島市災害弔慰金等支給審査委員会を置く。

(2) 徳島市災害弔慰金等支給審査委員会の委員は、7人以内をもって組織し、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 関係条例の改正

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、徳島市災害弔慰金等支給審査委員会の委員の報酬を、日額7,350円とする。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

⑲ 徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 基礎賦課限度額等の改正

国民健康保険法施行令の改正に伴い、次のとおり改正する。

(1) 基礎賦課限度額を66万円（現行 65万円）とする。

(2) 後期高齢者支援金等賦課限度額を26万円（現行 24万円）とする。

(3) 軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減の対象となる世帯にあつては30万5,000円（現行 29万5,000円）と、2割軽減の対象となる世帯にあつては56万円（現行 54万5,000円）とする。

2 保険料の徴収猶予期間の延長

保険料の徴収を猶予することができる期間を、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料に関するものに限り、1年（現行 6箇月）とする。

3 施行期日等

令和7年4月1日から施行し、令和7年度以後の年度分の保険料について適用する。

⑳ 徳島市介護保険条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 月割による保険料の額の算定に係る端数処理

自治体情報システムの標準化に伴い、保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合等に係る月割による保険料の額の算定において切り捨てることとなる端数の額を、1円未満（現行 10円未満）とする。

2 施行期日等

令和7年4月1日から施行し、同日以後の月割による保険料の額の算定について適用する。

㉑ 徳島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 条項の整備

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、本条例において引用する同令の条項を整備する。

2 施行期日

令和7年6月1日から施行する。

㉒ 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 企業職員の諸手当の改正

国家公務員及び徳島県の職員の取扱いに準じ、本市の企業職員の給与について次の

とおり改正する。

- (1) 配偶者に係る扶養手当を廃止する。
- (2) 災害への対処その他の緊急の必要により週休日等以外の日の深夜に勤務した場合の管理職員特別勤務手当の支給について、その支給対象となる時間を午後10時から翌日の午前5時まで（現行 午前0時から午前5時まで）に拡大する。
- (3) 特定任期付職員に勤勉手当を支給することとし、特定任期付職員業績手当を廃止する。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当を支給することとする。

2 施行期日

令和7年4月1日から施行する。ただし、前記1の(1)は令和8年4月1日から施行する。

② 水道法に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

水道法施行令の改正に伴い、本市における水道事業等に係る布設工事監督者の資格基準及び水道技術管理者の資格基準について次のとおり改正する。

1 布設工事監督者の資格

大学の機械工学科若しくは電気工学科又はこれに相当する課程を修了し4年以上の実務経験を有する者を加える等所要の改正をする。

2 水道技術管理者の資格

大学の土木工学の課程を修了し3年以上の実務経験を有する者を加える等所要の改正をする。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

④ 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、次のとおり改正する。

1 補償基礎額の改正

- (1) 非常勤消防団員の損害補償（療養補償及び介護補償を除く。）の額の算定の基礎

となる補償基礎額を，階級及び勤務年数の区分に応じて平均4.04パーセント引き上げる。

(2) 消防作業従事者，救急業務協力者等に係る補償基礎額について，最低額を9,700円（現行 9,100円）とし，上限額を1万4,500円（現行 1万4,200円）とする。

(3) 扶養親族に係る補償基礎額の加算額を次のとおり改正する。

| 区分 | 改正案 | 現行 |
|---------|------|------|
| 配偶者 | 100円 | 217円 |
| 子 | 383円 | 333円 |
| その他（参考） | 217円 | 217円 |

2 施行期日等

令和7年4月1日から施行し，同日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用する。

⑤ 徳島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 退職報償金の支給額の区分の改正

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い，非常勤消防団員に係る退職報償金の支給額に係る勤務年数の区分について，30年以上の区分を30年以上35年未満の区分とし，35年以上の区分を次のとおり加える。

| 階級 | 勤務年数 |
|--------|------------|
| | 35年以上 |
| 団長 | 1,079,000円 |
| 副団長 | 1,009,000円 |
| 分団長 | 949,000円 |
| 副分団長 | 909,000円 |
| 部長及び班長 | 834,000円 |
| 団員 | 789,000円 |

2 施行期日等

令和7年4月1日から施行し，同日以後に支給すべき事由が生じた退職報償金につ

いて適用する。

令和7年度各会計予算規模

| 会 計 名 | 令和7年度 | 令和6年度 | 比 較 | |
|-----------------|--------------------|--------------------|-------------------|------------|
| | 予 算 額 A | 予 算 額 B | 増 減 額 A - B | 増減率 |
| | 千円 | 千円 | 千円 | % |
| 1 一 般 会 計 | 124,400,000 | 111,770,000 | 12,630,000 | 11.3 |
| 2 国民健康保険事業特別会計 | 23,830,205 | 24,020,256 | △ 190,051 | △ 0.8 |
| 3 食肉センター事業特別会計 | 216,054 | 215,209 | 845 | 0.4 |
| 4 奨学事業特別会計 | 19,177 | 22,905 | △ 3,728 | △ 16.3 |
| 5 土地取得事業特別会計 | 454,780 | 492,864 | △ 38,084 | △ 7.7 |
| 6 介護保険事業特別会計 | 27,850,763 | 27,304,606 | 546,157 | 2.0 |
| 7 後期高齢者医療事業特別会計 | 4,727,289 | 4,599,054 | 128,235 | 2.8 |
| 8 中央卸売市場事業会計 | 701,638 | 758,387 | △ 56,749 | △ 7.5 |
| 9 商業観光施設事業会計 | 339,339 | 435,271 | △ 95,932 | △ 22.0 |
| 10 水道事業会計 | 10,068,506 | 9,290,840 | 777,666 | 8.4 |
| 11 公共下水道事業会計 | 9,796,609 | 9,413,684 | 382,925 | 4.1 |
| 12 旅客自動車運送事業会計 | 614,455 | 546,195 | 68,260 | 12.5 |
| 13 市民病院事業会計 | 15,537,021 | 13,040,855 | 2,496,166 | 19.1 |
| 合 計 | 218,555,836 | 201,910,126 | 16,645,710 | 8.2 |

(注) 職員給与等支払特別会計は除く。

令和7年度一般会計予算款別歳入内訳表

| 款 | 令和7年度 | | 令和6年度（9月肉付補正後） | | | | 令和6年度（当初予算） | | | |
|--------------------------|-------------|-------|----------------|-------|-------------|--------|-------------|-------|-------------|--------|
| | 予 算 額 | 構 成 比 | 予 算 額 | 構 成 比 | 増 減 額 | 増 減 率 | 予 算 額 | 構 成 比 | 増 減 額 | 増 減 率 |
| | A | | B | | A-B | | C | | A-C | |
| | 千円 | % | 千円 | % | 千円 | % | 千円 | % | 千円 | % |
| 1 市 税 | 43,246,172 | 34.8 | 41,369,881 | 36.3 | 1,876,291 | 4.5 | 41,112,998 | 36.8 | 2,133,174 | 5.2 |
| 2 地 方 譲 与 税 | 652,390 | 0.5 | 682,543 | 0.6 | △ 30,153 | △ 4.4 | 682,543 | 0.6 | △ 30,153 | △ 4.4 |
| 3 利 子 割 交 付 金 | 35,600 | 0.0 | 22,800 | 0.0 | 12,800 | 56.1 | 22,800 | 0.0 | 12,800 | 56.1 |
| 4 配 当 割 交 付 金 | 438,000 | 0.4 | 357,100 | 0.3 | 80,900 | 22.7 | 357,100 | 0.3 | 80,900 | 22.7 |
| 5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 698,000 | 0.6 | 415,600 | 0.4 | 282,400 | 67.9 | 415,600 | 0.4 | 282,400 | 67.9 |
| 6 法 人 事 業 税 交 付 金 | 686,000 | 0.5 | 698,900 | 0.6 | △ 12,900 | △ 1.8 | 698,900 | 0.6 | △ 12,900 | △ 1.8 |
| 7 地 方 消 費 税 交 付 金 | 6,957,000 | 5.6 | 6,377,000 | 5.6 | 580,000 | 9.1 | 6,377,000 | 5.7 | 580,000 | 9.1 |
| 8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 | 24,900 | 0.0 | 27,500 | 0.0 | △ 2,600 | △ 9.5 | 27,500 | 0.0 | △ 2,600 | △ 9.5 |
| 9 環 境 性 能 割 交 付 金 | 68,800 | 0.1 | 62,100 | 0.1 | 6,700 | 10.8 | 62,100 | 0.1 | 6,700 | 10.8 |
| 10 地 方 特 例 交 付 金 | 208,828 | 0.2 | 1,267,100 | 1.1 | △ 1,058,272 | △ 83.5 | 1,267,100 | 1.1 | △ 1,058,272 | △ 83.5 |
| 11 地 方 交 付 税 | 12,259,000 | 9.9 | 12,377,000 | 10.9 | △ 118,000 | △ 1.0 | 12,377,000 | 11.1 | △ 118,000 | △ 1.0 |
| 12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 40,000 | 0.0 | 49,000 | 0.1 | △ 9,000 | △ 18.4 | 49,000 | 0.0 | △ 9,000 | △ 18.4 |
| 13 分 担 金 及 び 負 担 金 | 353,091 | 0.3 | 377,107 | 0.3 | △ 24,016 | △ 6.4 | 377,107 | 0.4 | △ 24,016 | △ 6.4 |
| 14 使 用 料 及 び 手 数 料 | 1,428,491 | 1.1 | 1,450,344 | 1.3 | △ 21,853 | △ 1.5 | 1,450,344 | 1.3 | △ 21,853 | △ 1.5 |
| 15 国 庫 支 出 金 | 25,772,709 | 20.7 | 23,929,538 | 21.0 | 1,843,171 | 7.7 | 23,578,546 | 21.1 | 2,194,163 | 9.3 |
| 16 県 支 出 金 | 9,917,453 | 8.0 | 9,238,314 | 8.1 | 679,139 | 7.4 | 9,148,017 | 8.2 | 769,436 | 8.4 |
| 17 財 産 収 入 | 190,181 | 0.2 | 106,964 | 0.1 | 83,217 | 77.8 | 106,964 | 0.1 | 83,217 | 77.8 |
| 18 寄 附 金 | 912,533 | 0.7 | 829,265 | 0.7 | 83,268 | 10.0 | 829,265 | 0.8 | 83,268 | 10.0 |
| 19 繰 入 金 | 3,510,837 | 2.8 | 1,721,065 | 1.5 | 1,789,772 | 104.0 | 1,703,135 | 1.5 | 1,807,702 | 106.1 |
| 20 諸 収 入 | 1,642,215 | 1.3 | 1,607,377 | 1.4 | 34,838 | 2.2 | 1,605,981 | 1.4 | 36,234 | 2.3 |
| 21 市 債 | 15,357,800 | 12.3 | 10,418,500 | 9.2 | 4,939,300 | 47.4 | 9,521,000 | 8.5 | 5,836,800 | 61.3 |
| 22 繰 越 金 | | | 449,406 | 0.4 | △ 449,406 | 皆減 | | | | |
| 合 計 | 124,400,000 | 100.0 | 113,834,404 | 100.0 | 10,565,596 | 9.3 | 111,770,000 | 100.0 | 12,630,000 | 11.3 |

※令和6年度（9月肉付補正後）予算額は、低所得者支援及び定額減税補足給付金関連予算を除いた額。

令和7年度一般会計予算款別歳出内訳表

| 款 | 令和7年度 | | 令和6年度(9月肉付補正後) | | | | 令和6年度(当初予算) | | | |
|-----------|--------------------|--------------|--------------------|--------------|-------------------|------------|--------------------|--------------|-------------------|-------------|
| | 予算額 A | 構成比 | 予算額 B | 構成比 | 増減額 A-B | 増減率 | 予算額 C | 構成比 | 増減額 A-C | 増減率 |
| | 千円 | % | 千円 | % | 千円 | % | 千円 | % | 千円 | % |
| 1 議会費 | 539,753 | 0.4 | 539,602 | 0.5 | 151 | 0.0 | 539,602 | 0.5 | 151 | 0.0 |
| 2 総務費 | 14,803,129 | 11.9 | 10,918,448 | 9.6 | 3,884,681 | 35.6 | 10,867,812 | 9.7 | 3,935,317 | 36.2 |
| 3 民生費 | 57,704,985 | 46.4 | 54,133,626 | 47.6 | 3,571,359 | 6.6 | 54,068,565 | 48.4 | 3,636,420 | 6.7 |
| 4 衛生費 | 11,643,913 | 9.4 | 11,418,771 | 10.0 | 225,142 | 2.0 | 11,004,669 | 9.9 | 639,244 | 5.8 |
| 5 労働費 | 62,895 | 0.0 | 57,307 | 0.1 | 5,588 | 9.8 | 57,307 | 0.1 | 5,588 | 9.8 |
| 6 農林水産業費 | 1,116,794 | 0.9 | 1,179,528 | 1.0 | △ 62,734 | △ 5.3 | 1,036,967 | 0.9 | 79,827 | 7.7 |
| 7 商工費 | 1,841,535 | 1.5 | 1,628,711 | 1.4 | 212,824 | 13.1 | 1,597,973 | 1.4 | 243,562 | 15.2 |
| 8 土木費 | 13,205,144 | 10.6 | 11,717,019 | 10.3 | 1,488,125 | 12.7 | 10,469,613 | 9.4 | 2,735,531 | 26.1 |
| 9 消防費 | 4,824,469 | 3.9 | 3,474,015 | 3.1 | 1,350,454 | 38.9 | 3,454,274 | 3.1 | 1,370,195 | 39.7 |
| 10 教育費 | 9,791,499 | 7.9 | 9,947,202 | 8.7 | △ 155,703 | △ 1.6 | 9,853,043 | 8.8 | △ 61,544 | △ 0.6 |
| 11 災害復旧費 | 30,000 | 0.0 | 30,000 | 0.0 | 0 | 0.0 | 30,000 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 12 公債費 | 8,785,884 | 7.1 | 8,740,175 | 7.7 | 45,709 | 0.5 | 8,740,175 | 7.8 | 45,709 | 0.5 |
| 13 予備費 | 50,000 | 0.0 | 50,000 | 0.0 | 0 | 0.0 | 50,000 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 合計 | 124,400,000 | 100.0 | 113,834,404 | 100.0 | 10,565,596 | 9.3 | 111,770,000 | 100.0 | 12,630,000 | 11.3 |

※令和6年度(9月肉付補正後)予算額は、低所得者支援及び定額減税補足給付金関連予算を除いた額。

令和7年度一般会計予算性質別歳出内訳表

| 区 分 | 令和7年度 | | 令和6年度（9月肉付補正後） | | | | 令和6年度（当初予算） | | | |
|-------------|--------------------|--------------|--------------------|--------------|-------------------|------------|--------------------|--------------|-------------------|-------------|
| | 予 算 額 A | 構 成 比 | 予 算 額 B | 構 成 比 | 増 減 額 A-B | 増 減 率 | 予 算 額 C | 構 成 比 | 増 減 額 A-C | 増 減 率 |
| | 千円 | % | 千円 | % | 千円 | % | 千円 | % | 千円 | % |
| 義 務 的 経 費 | 70,256,964 | 56.5 | 65,751,916 | 57.8 | 4,505,048 | 6.9 | 65,751,563 | 58.8 | 4,505,401 | 6.9 |
| 1 人 件 費 | 22,543,638 | 18.1 | 21,983,377 | 19.3 | 560,261 | 2.5 | 21,983,024 | 19.7 | 560,614 | 2.6 |
| 2 扶 助 費 | 38,927,405 | 31.3 | 35,028,327 | 30.8 | 3,899,078 | 11.1 | 35,028,327 | 31.3 | 3,899,078 | 11.1 |
| 3 公 債 費 | 8,785,921 | 7.1 | 8,740,212 | 7.7 | 45,709 | 0.5 | 8,740,212 | 7.8 | 45,709 | 0.5 |
| 投 資 的 経 費 | 17,102,984 | 13.7 | 12,715,094 | 11.2 | 4,387,890 | 34.5 | 11,473,208 | 10.3 | 5,629,776 | 49.1 |
| 4 普通建設事業 | 17,072,984 | 13.7 | 12,685,094 | 11.1 | 4,387,890 | 34.6 | 11,443,208 | 10.3 | 5,629,776 | 49.2 |
| (1) 補助事業 | 3,294,870 | 2.6 | 4,064,122 | 3.6 | △ 769,252 | △ 18.9 | 3,852,984 | 3.5 | △ 558,114 | △ 14.5 |
| (2) 単独事業 | 13,699,461 | 11.0 | 8,314,609 | 7.3 | 5,384,852 | 64.8 | 7,527,224 | 6.7 | 6,172,237 | 82.0 |
| (3) 受託事業 | 63,000 | 0.1 | 63,000 | 0.0 | 0 | 0.0 | 63,000 | 0.1 | 0 | 0.0 |
| (4) 県営事業 | 15,653 | 0.0 | 243,363 | 0.2 | △ 227,710 | △ 93.6 | | | 15,653 | 皆増 |
| 5 災害復旧事業 | 30,000 | 0.0 | 30,000 | 0.0 | 0 | 0.0 | 30,000 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 6 物 件 費 | 13,777,030 | 11.1 | 13,530,209 | 11.9 | 246,821 | 1.8 | 12,994,120 | 11.6 | 782,910 | 6.0 |
| 7 維 持 補 修 費 | 1,233,447 | 1.0 | 1,355,098 | 1.2 | △ 121,651 | △ 9.0 | 1,116,546 | 1.0 | 116,901 | 10.5 |
| 8 補 助 費 等 | 11,775,783 | 9.5 | 11,018,149 | 9.7 | 757,634 | 6.9 | 10,970,625 | 9.8 | 805,158 | 7.3 |
| 9 積 立 金 | 92,183 | 0.1 | 64,374 | 0.0 | 27,809 | 43.2 | 64,374 | 0.1 | 27,809 | 43.2 |
| 10 投資及び出資金 | 890,867 | 0.7 | 171,966 | 0.1 | 718,901 | 418.0 | 171,966 | 0.2 | 718,901 | 418.0 |
| 11 貸 付 金 | 746,053 | 0.6 | 761,100 | 0.7 | △ 15,047 | △ 2.0 | 761,100 | 0.7 | △ 15,047 | △ 2.0 |
| 12 繰 出 金 | 8,474,689 | 6.8 | 8,416,498 | 7.4 | 58,191 | 0.7 | 8,416,498 | 7.5 | 58,191 | 0.7 |
| 13 予 備 費 | 50,000 | 0.0 | 50,000 | 0.0 | 0 | 0.0 | 50,000 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 合 計 | 124,400,000 | 100.0 | 113,834,404 | 100.0 | 10,565,596 | 9.3 | 111,770,000 | 100.0 | 12,630,000 | 11.3 |

※令和6年度（9月肉付補正後）予算額は、低所得者支援及び定額減税補足給付金関連予算を除いた額。

特別会計及び企業会計の概要

※前年度予算額及び前年度予定額は、当初予算数値

1 国民健康保険事業特別会計

(歳入)

(単位 千円)

| 款 | 令和7年度 予算額 | 令和6年度 予算額 | 比較 |
|------------|--------------|--------------|-----------|
| 1 国民健康保険料 | 3,814,738 | 3,573,256 | 241,482 |
| 2 使用料及び手数料 | 1,345 | 1,345 | |
| 3 県支出金 | 17,101,864 | 17,220,276 | △ 118,412 |
| 4 財産収入 | 3,471 | 1,323 | 2,148 |
| 5 繰入金 | 2,845,790 | 3,140,719 | △ 294,929 |
| 6 諸収入 | 33,756 | 33,756 | |
| 7 繰越金 | 29,241 | 38,772 | △ 9,531 |
| ○ 国庫支出金 | | 10,809 | △ 10,809 |
| 歳入合計 | 23,830,205 | 24,020,256 | △ 190,051 |

(歳出)

(単位 千円)

| 款 | 令和7年度 予算額 | 令和6年度 予算額 | 比較 | 令和7年度予算額の財源内訳 | | | |
|-------------------|--------------|--------------|-----------|---------------|-----------|-------------|---------|
| | | | | 県支出金 | 保険料 | 一般会計 繰入金 | その他 |
| 1 総務費 | 753,862 | 733,087 | 20,775 | 4,525 | | 749,337 | |
| 2 保険給付費 | 16,815,871 | 16,979,733 | △ 163,862 | 16,746,087 | 32,157 | 37,627 | |
| 3 国民健康保険事業 納付金 | 5,963,839 | 6,012,885 | △ 49,046 | 228,392 | 3,647,380 | 1,908,826 | 179,241 |
| 4 保健事業費 | 246,337 | 246,403 | △ 66 | 122,860 | 123,387 | | 90 |
| 5 基金積立金 | 3,471 | 1,323 | 2,148 | | | | 3,471 |
| 6 公債費 | 1,000 | 1,000 | | | 1,000 | | |
| 7 諸支出金 | 35,825 | 35,825 | | | 814 | | 35,011 |
| 8 予備費 | 10,000 | 10,000 | | | 10,000 | | |
| 歳出合計 | 23,830,205 | 24,020,256 | △ 190,051 | 17,101,864 | 3,814,738 | 2,695,790 | 217,813 |

2 食肉センター事業特別会計

(歳入)

(単位 千円)

| 款 | 令和7年度 予算額 | 令和6年度 予算額 | 比較 |
|--------|--------------|--------------|---------|
| 1 事業収入 | 141 | 141 | |
| 2 県支出金 | 10,000 | 10,000 | |
| 3 繰入金 | 117,213 | 114,468 | 2,745 |
| 4 市債 | 88,700 | 90,600 | △ 1,900 |
| 歳入合計 | 216,054 | 215,209 | 845 |

(歳出)

(単位 千円)

| 款 | 令和7年度 予算額 | 令和6年度 予算額 | 比較 | 令和7年度予算額の財源内訳 | | | |
|--------|--------------|--------------|-----|---------------|-------------|--------|-----|
| | | | | 県支出金 | 一般会計 繰入金 | 地方債 | その他 |
| 1 事業費 | 215,745 | 214,909 | 836 | 10,000 | 116,904 | 88,700 | 141 |
| 2 諸支出金 | 9 | | 9 | | 9 | | |
| 3 予備費 | 300 | 300 | | | 300 | | |
| 歳出合計 | 216,054 | 215,209 | 845 | 10,000 | 117,213 | 88,700 | 141 |

3 奨学事業特別会計

(歳入)

(単位 千円)

| 款 | 令和7年度 予算額 | 令和6年度 予算額 | 比較 |
|----------|--------------|--------------|---------|
| 1 奨学事業収入 | 9,409 | 10,876 | △ 1,467 |
| 2 繰越金 | 9,768 | 12,029 | △ 2,261 |
| 歳入合計 | 19,177 | 22,905 | △ 3,728 |

(歳出)

(単位 千円)

| 款 | 令和7年度 予算額 | 令和6年度 予算額 | 比較 | 令和7年度予算額の財源内訳 | |
|---------|--------------|--------------|---------|---------------|-------|
| | | | | 貸付金収入 | その他 |
| 1 奨学事業費 | 10,323 | 11,163 | △ 840 | 9,409 | 914 |
| 2 公債費 | 1 | 1 | | | 1 |
| 3 諸支出金 | 8,853 | 11,741 | △ 2,888 | | 8,853 |
| 歳出合計 | 19,177 | 22,905 | △ 3,728 | 9,409 | 9,768 |

4 土地取得事業特別会計

(歳入)

(単位 千円)

| 款 | 令和7年度 予算額 | 令和6年度 予算額 | 比較 |
|--------|--------------|--------------|----------|
| 1 事業収入 | 441,307 | 488,377 | △ 47,070 |
| 2 諸収入 | 13,473 | 4,487 | 8,986 |
| 歳入合計 | 454,780 | 492,864 | △ 38,084 |

(歳出)

(単位 千円)

| 款 | 令和7年度 予算額 | 令和6年度 予算額 | 比較 | 令和7年度予算額の財源内訳 | |
|--------|--------------|--------------|----------|---------------|--------------|
| | | | | 貸付金 元利収入 | 基金繰替 運用収入 |
| 1 事業費 | 441,307 | 488,377 | △ 47,070 | 441,307 | |
| 2 諸支出金 | 13,473 | 4,487 | 8,986 | | 13,473 |
| 歳出合計 | 454,780 | 492,864 | △ 38,084 | 441,307 | 13,473 |

5 介護保険事業特別会計

(歳入)

(単位 千円)

| 款 | 令和7年度 予算額 | 令和6年度 予算額 | 比較 |
|------------|--------------|--------------|---------|
| 1 介護保険料 | 5,351,826 | 5,336,072 | 15,754 |
| 2 使用料及び手数料 | 100 | 181 | △ 81 |
| 3 国庫支出金 | 6,672,433 | 6,548,562 | 123,871 |
| 4 支払基金交付金 | 7,242,253 | 7,115,138 | 127,115 |
| 5 県支出金 | 3,810,011 | 3,746,426 | 63,585 |
| 6 財産収入 | 7,949 | 2,094 | 5,855 |
| 7 繰入金 | 4,766,091 | 4,556,033 | 210,058 |
| 8 諸収入 | 100 | 100 | |
| 歳入合計 | 27,850,763 | 27,304,606 | 546,157 |

(歳出)

(単位 千円)

| 款 | 令和7年度 予算額 | 令和6年度 予算額 | 比較 | 令和7年度予算額の財源内訳 | | | |
|-----------|--------------|--------------|---------|---------------|-----------|-------------|-----------|
| | | | | 国庫支出金 | 保険料 | 一般会計 繰入金 | その他 |
| 1 総務費 | 736,959 | 677,896 | 59,063 | | | 736,859 | 100 |
| 2 保険給付費 | 26,101,584 | 25,646,167 | 455,417 | 9,998,530 | 5,178,862 | 3,624,641 | 7,299,551 |
| 3 地域支援事業費 | 981,573 | 956,052 | 25,521 | 483,914 | 162,366 | 140,467 | 194,826 |
| 4 基金積立金 | 7,949 | 2,094 | 5,855 | | | | 7,949 |
| 5 公債費 | 2,000 | 2,000 | | | | 2,000 | |
| 6 諸支出金 | 10,698 | 10,397 | 301 | | 10,598 | | 100 |
| 7 予備費 | 10,000 | 10,000 | | | | 10,000 | |
| 歳出合計 | 27,850,763 | 27,304,606 | 546,157 | 10,482,444 | 5,351,826 | 4,513,967 | 7,502,526 |

6 後期高齢者医療事業特別会計

(歳入)

(単位 千円)

| 款 | 令和7年度 予算額 | 令和6年度 予算額 | 比較 |
|--------------------|--------------|--------------|---------|
| 1 後期高齢者医療 保 険 料 | 3,572,080 | 3,461,093 | 110,987 |
| 2 使用料及び手数料 | 38 | 133 | △ 95 |
| 3 繰 入 金 | 1,147,719 | 1,121,435 | 26,284 |
| 4 諸 収 入 | 7,452 | 16,393 | △ 8,941 |
| 歳入合計 | 4,727,289 | 4,599,054 | 128,235 |

(歳出)

(単位 千円)

| 款 | 令和7年度 予算額 | 令和6年度 予算額 | 比較 | 令和7年度予算額の財源内訳 | | |
|----------------------|--------------|--------------|---------|---------------|-------------|-------|
| | | | | 保 険 料 | 一般会計 繰入金 | その他 |
| 1 総 務 費 | 130,212 | 134,475 | △ 4,263 | | 129,877 | 335 |
| 2 後期高齢者医療 広域連合納付金 | 4,579,922 | 4,447,647 | 132,275 | 3,572,080 | 1,007,842 | |
| 3 諸 支 出 金 | 7,155 | 6,932 | 223 | | | 7,155 |
| 4 予 備 費 | 10,000 | 10,000 | | | 10,000 | |
| 歳出合計 | 4,727,289 | 4,599,054 | 128,235 | 3,572,080 | 1,147,719 | 7,490 |

7 職員給与等支払特別会計

(歳入)

(単位 千円)

| 款 | 令和7年度 予算額 | 令和6年度 予算額 | 比較 |
|-----------|--------------|--------------|---------|
| 1 振 替 収 入 | 17,361,873 | 16,982,592 | 379,281 |
| 歳入合計 | 17,361,873 | 16,982,592 | 379,281 |

(歳出)

(単位 千円)

| 款 | 令和7年度 予算額 | 令和6年度 予算額 | 比較 | 令和7年度予算額の財源内訳 |
|---------------|--------------|--------------|---------|---------------|
| | | | | 他会計給与費等振替収入 |
| 1 給 与 等 支 払 費 | 17,361,873 | 16,982,592 | 379,281 | 17,361,873 |
| 歳出合計 | 17,361,873 | 16,982,592 | 379,281 | 17,361,873 |

8 中央卸売市場事業会計

(単位 千円)

| 款 | 令和7年度 予算額 | 令和6年度 予算額 | 比較 |
|--------|--------------|--------------|----------|
| 市場事業収益 | 613,452 | 622,304 | △ 8,852 |
| 市場事業費用 | 620,177 | 633,520 | △ 13,343 |
| 資本的収入 | 3,415 | 16,583 | △ 13,168 |
| 資本的支出 | 81,461 | 124,867 | △ 43,406 |

9 商業観光施設事業会計

(単位 千円)

| 款 | 令和7年度 予算額 | 令和6年度 予算額 | 比較 |
|------------|--------------|--------------|-----------|
| 商業観光施設事業収益 | 155,760 | 125,499 | 30,261 |
| 商業観光施設事業費用 | 237,455 | 205,371 | 32,084 |
| 資本的収入 | 101,884 | 229,900 | △ 128,016 |
| 資本的支出 | 101,884 | 229,900 | △ 128,016 |

10 水道事業会計

(単位 千円)

| 款 | 令和7年度 予算額 | 令和6年度 予算額 | 比較 |
|--------|--------------|--------------|---------|
| 水道事業収益 | 5,158,738 | 5,167,652 | △ 8,914 |
| 水道事業費用 | 5,340,987 | 5,197,531 | 143,456 |
| 資本的収入 | 2,669,554 | 1,779,112 | 890,442 |
| 資本的支出 | 4,727,519 | 4,093,309 | 634,210 |

11 公共下水道事業会計

(単位 千円)

| 款 | 令和7年度 予算額 | 令和6年度 予算額 | 比較 |
|---------|--------------|--------------|---------|
| 下水道事業収益 | 5,089,155 | 4,853,189 | 235,966 |
| 下水道事業費用 | 4,992,324 | 4,695,929 | 296,395 |
| 資本的収入 | 3,679,603 | 3,264,596 | 415,007 |
| 資本的支出 | 4,804,285 | 4,717,755 | 86,530 |

12 旅客自動車運送事業会計

(単位 千円)

| 款 | 令和7年度 予算額 | 令和6年度 予算額 | 比較 |
|-------------|--------------|--------------|----------|
| 旅客自動車運送事業収益 | 475,768 | 520,410 | △ 44,642 |
| 旅客自動車運送事業費用 | 531,946 | 541,013 | △ 9,067 |
| 資本的収入 | 190 | 180 | 10 |
| 資本的支出 | 82,509 | 5,182 | 77,327 |

1 3 市民病院事業会計

(単位 千円)

| 款 | 令和7年度 予算額 | 令和6年度 予算額 | 比較 |
|--------|--------------|--------------|-----------|
| 病院事業収益 | 12,082,936 | 11,603,575 | 479,361 |
| 病院事業費用 | 12,319,187 | 11,790,353 | 528,834 |
| 資本的収入 | 2,778,956 | 900,172 | 1,878,784 |
| 資本的支出 | 3,217,834 | 1,250,502 | 1,967,332 |

令和7年度当初予算(案)の概要

1 一般会計当初予算(案)の概要

(1) 予算規模

| 令和7年度 | 令和6年度 | | 増減率 | |
|---------|-----------------|---------------|-------|-------|
| | 9月補正〔肉付〕後 | 当初〔骨格予算〕 | 9月補正後 | 当初予算 |
| 1,244億円 | 1,138億3,440万4千円 | 1,117億7,000万円 | 9.3% | 11.3% |

※令和6年度9月補正〔肉付〕後予算額は、低所得者支援及び定額減税補足給付金関連予算を除いた額。

(2) 歳入

※増減は前年度9月補正〔肉付〕後との比較

① 市税

景気の緩やかな回復が続くことが期待されることや、定額減税による個人市民税の減収の影響が少なくなることにより、前年度に比べ、4.5%増の432億4,617万2千円を計上した。

② 地方特例交付金

定額減税による個人住民税の減収分を補てんするための、定額減税減収補填特例交付金が減少になったことに伴い、前年度に比べ、83.5%減の2億882万8千円を計上した。

③ 地方交付税

国の交付総額及び過去の交付状況等を勘案し、前年度に比べ、1.0%減の122億5,900万円を計上した。

④ 国庫支出金

児童手当支給費国庫負担金の増加等に伴い、前年度に比べ、7.7%増の257億7,270万9千円を計上した。

⑤ 寄附金

ふるさと応援寄附金の増加等に伴い、前年度に比べ、10.0%増の9億1,253万3千円を計上した。

⑥ 繰入金

財政調整基金等の取り崩しが増加したこと等により、繰入金総額では、前年度に比べ、104.0%増の35億1,083万7千円を計上した。

⑦ 市債

危機管理センター建設などに伴う投資的経費の増加により、前年度に比べ、47.4%増の153億5,780万円を計上した。

(3) 歳 出

※増減は前年度9月補正〔肉付〕後との比較

① 義務的経費

人件費、扶助費、公債費を含めた義務的経費は、前年度に比べ、6.9%増の702億5,696万4千円となっている。

その主な要因は、扶助費が、教育・保育給付費負担金や障害福祉サービス給付費、法定児童手当の増などにより、38億9,907万8千円増加(11.1%増)したことによるものである。

| | | | |
|------|---------------|------|--------|
| ・人件費 | 225億4,363万8千円 | 前年度比 | 2.5%増 |
| ・扶助費 | 389億2,740万5千円 | 前年度比 | 11.1%増 |
| ・公債費 | 87億8,592万1千円 | 前年度比 | 0.5%増 |

② 投資的経費

普通建設事業費の総額は170億7,298万4千円で、前年度に比べ、43億8,789万円、34.6%の増となっており、その主な要因は、危機管理センターや高機能消防指令センターの整備費が増加したことによるものである。

③ 物件費

物件費の総額は137億7,703万円で、前年度に比べ、2億4,682万1千円、1.8%の増となっており、その主な要因は、災害時情報通信ネットワーク構築事業費が増加したことによるものである。

④ 補助費等

補助費等の総額は117億7,578万3千円で、前年度に比べ、7億5,763万4千円、6.9%の増となっており、その主な要因は、公共下水道事業会計負担金及び補助金が増加したことによるものである。

⑤ 特別・企業会計に対する繰出金等

繰出金等の総額は136億8,415万7千円で、前年度に比べ、11億3,461万3千円、9.0%の増となっており、その主な要因は、水道事業会計や公共下水道事業会計への負担金が増加したことによるものである。

2 特別・企業会計予算(案)の概要

※前年度は当初予算数値

| 会計別 | 令和7年度 | 令和6年度 | 増減額 | 増減率 |
|------|---------------|---------------|--------------|-------|
| 特別会計 | 570億9,826万8千円 | 566億5,489万4千円 | 4億4,337万4千円 | 0.8% |
| 企業会計 | 370億5,756万8千円 | 334億8,523万2千円 | 35億7,233万6千円 | 10.7% |
| 合計 | 941億5,583万6千円 | 901億4,012万6千円 | 40億1,571万円 | 4.5% |

(注) 職員給与等支払特別会計は除く。

特別会計では、介護保険事業特別会計や後期高齢者医療事業特別会計が増加したことなどにより、前年度に比べ0.8%増の570億9,826万8千円となった。

企業会計では、建設改良費の増などに伴い、市民病院事業会計が増加したことなどにより、前年度に比べ10.7%増の370億5,756万8千円となった。

令和6年度 3月補正予算の概要

一般会計補正予算（第9号）

※先議を必要とするもの

【 803,105千円】

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 学童保育クラブ物価高騰対策支援事業費〈子育て支援課〉 | 10,750千円 |
| (2) 子育て世帯物価高騰対策支援事業費〈子育て支援課〉 | 430,844千円 |
| (3) 教育・保育施設等物価高騰対策支援事業費〈子ども政策課〉 | 16,511千円 |
| (4) キャッシュレス決済ポイント還元事業費〈経済政策課〉 | 345,000千円 |

【歳入】

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------------|-----------|---------------|
| 11 地方交付税 | 12,530,893千円 | 249,203千円 | 12,780,096千円 |
| 15 国庫支出金 | 29,300,772千円 | 553,902千円 | 29,854,674千円 |
| 歳入合計 | 121,080,019千円 | 803,105千円 | 121,883,124千円 |

【歳出】

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------------|-----------|---------------|
| 3 民生費 | 59,969,181千円 | 458,105千円 | 60,427,286千円 |
| 7 商工費 | 1,625,796千円 | 345,000千円 | 1,970,796千円 |
| 歳出合計 | 121,080,019千円 | 803,105千円 | 121,883,124千円 |

※ 繰越明許費補正（追加）

4件【 803,105千円】

一般会計補正予算（第10号）

【 △558,731千円】

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| (1) 退職手当〈人事課〉 | 497,053千円 |
| (2) 情報システム関係経費〈デジタル推進課〉 | △56,000千円 |
| (3) 入札情報システム整備事業費〈契約監理課〉 | △2,400千円 |
| (4) 職員健康診断費〈職員厚生課〉 | △6,000千円 |
| (5) 財政調整基金積立金〈財政課〉 | 1,430千円 |
| (6) 減債基金積立金〈財政課〉 | 400,000千円 |
| (7) シビックセンター指定管理業務継続支援事業費〈文化スポーツ振興課〉 | 3,426千円 |
| (8) ふるさと応援寄附金事業費〈企画政策課〉 | 19,400千円 |
| (9) 防犯灯電灯料金補助〈市民生活相談課〉 | △4,554千円 |
| (10) 防犯灯設置費補助〈市民生活相談課〉 | △6,500千円 |

| | |
|-------------------------------------|--------------|
| (11) 固定資産税賦課事務費〈資産税課〉 | △1,000千円 |
| (12) 税務システム整備事業費〈市民税課〉 | △64,014千円 |
| (13) 個人番号カード交付事業費〈住民課〉 | △51,198千円 |
| (14) 住民記録システム等整備事業費〈住民課〉 | △10,345千円 |
| (15) 国民健康保険事業特別会計繰出金〈保険年金課〉 | △59,941千円 |
| (16) 生涯福祉センター指定管理業務継続支援事業費〈健康福祉政策課〉 | 22,668千円 |
| (17) 低所得者支援及び定額減税補足給付金事業費〈健康福祉政策課〉 | △1,444,190千円 |
| (18) 障害福祉サービス給付費〈障害福祉課〉 | 163,051千円 |
| (19) 更生医療給付費〈障害福祉課〉 | 4,160千円 |
| (20) 移動支援事業費〈障害福祉課〉 | 18,258千円 |
| (21) 障害者支援施設措置費〈障害福祉課〉 | 7,882千円 |
| (22) 障害者バス無料乗車助成事業費〈障害福祉課〉 | 1,450千円 |
| (23) 高齢者バス無料乗車助成事業費〈高齢介護課〉 | 7,629千円 |
| (24) 介護保険事業特別会計繰出金〈高齢介護課〉 | △10,978千円 |
| (25) 後期高齢者医療事業特別会計繰出金〈保険年金課〉 | △41,741千円 |
| (26) 国民年金システム整備事業費〈保険年金課〉 | △10,269千円 |
| (27) ひとり親家庭自立支援給付金〈子ども健康課〉 | △13,680千円 |
| (28) 子ども・子育て支援システム整備事業費〈子ども政策課〉 | △4,920千円 |
| (29) 児童扶養手当システム整備事業費〈子育て支援課〉 | △12,672千円 |
| (30) 親子ふれあいプラザ指定管理業務継続支援事業費〈子育て支援課〉 | 233千円 |
| (31) 法定児童手当〈子育て支援課〉 | △78,575千円 |
| (32) 児童手当システム整備事業費〈子育て支援課〉 | △13,804千円 |
| (33) 会計年度任用職員給与等(市立保育所等管理費)〈子ども保育課〉 | △79,600千円 |
| (34) 教育・保育給付費負担金〈子ども政策課〉 | 506,704千円 |
| (35) 教育・保育施設等運営費補助〈子ども政策課〉 | 6,319千円 |
| (36) 一時預かり事業費〈子ども政策課〉 | 8,582千円 |
| (37) 延長保育事業費〈子ども政策課〉 | 10,841千円 |
| (38) 特別支援保育助成事業費〈子ども政策課〉 | 39,352千円 |
| (39) 医療的ケア児受入れ体制整備事業費〈子ども政策課〉 | △7,822千円 |
| (40) 子ども・子育て支援システム整備事業費〈子ども保育課〉 | △12,482千円 |
| (41) 健康管理システム整備事業費〈健康長寿課〉 | △7,018千円 |
| (42) 風しん対策事業費〈健康長寿課〉 | △5,038千円 |
| (43) 予防接種健康被害給付費〈健康長寿課〉 | △10,381千円 |
| (44) 水道事業会計出資金〈環境保全課〉 | △75,200千円 |
| (45) 持続可能な環境未来都市形成事業費〈環境保全課〉 | △3,045千円 |
| (46) 浄化槽設置推進事業費〈環境保全課〉 | △12,508千円 |
| (47) 葬斎場管理費(光熱水費)〈住民課〉 | 1,309千円 |
| (48) 一般廃棄物中間処理施設整備推進事業費〈環境施設整備室〉 | △82,020千円 |
| (49) し尿処理施設整備費〈環境施設整備室〉 | △6,457千円 |
| (50) 新規就農者育成総合対策事業費〈農林水産課〉 | △9,750千円 |
| (51) 農地集積推進事業費〈農林水産課〉 | △4,500千円 |

| | | |
|------------------------------------|----------|-----------|
| (52) 森林整備推進事業費〈農林水産課〉 | | △5,900千円 |
| (53) ため池管理費〈耕地課〉 | | △8,606千円 |
| (54) 阿波おどり備品整備促進事業費〈にぎわい交流課〉 | | △10,000千円 |
| (55) 阿波おどり運営安定化補助〈にぎわい交流課〉 | | △30,000千円 |
| (56) 阿波おどり振興基金積立金〈にぎわい交流課〉 | | 30,000千円 |
| (57) 阿波おどり会館指定管理業務継続支援事業費〈にぎわい交流課〉 | | 4,664千円 |
| (58) 眉山パークウェイ休憩所整備費〈にぎわい交流課〉 | | △3,384千円 |
| (59) 商業観光施設事業会計補助金〈にぎわい交流課〉 | | 4,935千円 |
| (60) 排水施設新設改良費〈河川水路課〉 | | △3,000千円 |
| (61) 県営事業負担金 | | 18,150千円 |
| ① 港湾環境整備事業〈道路建設課〉 | 3,750千円 | |
| ② 街路事業〈道路建設課〉 | 14,400千円 | |
| (62) 地籍調査事業費〈都市建設政策課〉 | | △17,000千円 |
| (63) 佐古駅駐輪場防犯カメラ設置費〈都市建設政策課〉 | | 778千円 |
| (64) 都市下水路事業費〈河川水路課〉 | | △3,000千円 |
| (65) 新町西地区市街地再開発事業費〈都市建設政策課〉 | | △25,045千円 |
| (66) 住宅管理費〈住宅課〉 | | △4,600千円 |
| (67) 市営住宅エレベーター更新事業費〈住宅課〉 | | △3,400千円 |
| (68) 消防ポンプ自動車等整備費〈消防総務課〉 | | △7,971千円 |
| (69) 教育費退職手当〈教育総務課〉 | | 97,785千円 |
| (70) 会計年度任用職員給与等(外国青年招致事業費)〈学校教育課〉 | | △10,824千円 |
| (71) 医療的ケア児受入れ体制整備事業費〈学校教育課〉 | | △6,678千円 |
| (72) 就学事務システム整備事業費〈学校教育課〉 | | △7,402千円 |
| (73) 学校施設整備基金積立金〈教育総務課〉 | | 1,737千円 |
| (74) 会計年度任用職員給与等(小学校費)〈学校教育課〉 | | △10,552千円 |
| (75) 学校管理費(小学校)〈教育総務課〉 | | △21,400千円 |
| (76) 要保護及び準要保護児童就学援助費(小学校)〈学校教育課〉 | | △12,056千円 |
| (77) 学校施設整備費(小学校)〈教育総務課〉 | | 20,504千円 |
| (78) 学校管理費(中学校)〈教育総務課〉 | | △8,654千円 |
| (79) 要保護及び準要保護児童就学援助費(中学校)〈学校教育課〉 | | △3,552千円 |
| (80) 学校施設長寿命化改修費(中学校)〈教育総務課〉 | | 58,610千円 |
| (81) 仮校舎整備等事業費(中学校)〈教育総務課〉 | | △23,547千円 |
| (82) 臨時教員給料及び手当等(高等学校費)〈市高事務局〉 | | △7,355千円 |
| (83) 会計年度任用職員給与等(幼稚園費)〈学校教育課〉 | | △5,150千円 |
| (84) 幼稚園管理費〈教育総務課〉 | | △4,672千円 |
| (85) 中央公民館等解体関係調査費〈社会教育課〉 | | △8,291千円 |
| (86) 公債費利子〈財政課〉 | | △55,000千円 |

【歳入】

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------------|---------------|---------------|
| 11 地方交付税 | 12,780,096千円 | 400,000千円 | 13,180,096千円 |
| 15 国庫支出金 | 29,854,674千円 | △ 1,428,727千円 | 28,425,947千円 |
| 16 県支出金 | 9,492,785千円 | 131,058千円 | 9,623,843千円 |
| 17 財産収入 | 106,964千円 | 1,431千円 | 108,395千円 |
| 18 寄附金 | 829,265千円 | 50,000千円 | 879,265千円 |
| 19 繰入金 | 2,981,046千円 | 314,207千円 | 3,295,253千円 |
| 20 諸収入 | 1,607,377千円 | △ 14,500千円 | 1,592,877千円 |
| 21 市債 | 10,208,700千円 | △ 12,200千円 | 10,196,500千円 |
| 歳入合計 | 121,883,124千円 | △ 558,731千円 | 121,324,393千円 |

【歳出】

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------------|-------------|---------------|
| 2 総務費 | 12,415,967千円 | 719,298千円 | 13,135,265千円 |
| 3 民生費 | 60,427,286千円 | △ 993,545千円 | 59,433,741千円 |
| 4 衛生費 | 11,457,859千円 | △ 200,358千円 | 11,257,501千円 |
| 6 農林水産業費 | 1,173,223千円 | △ 28,756千円 | 1,144,467千円 |
| 7 商工費 | 1,970,796千円 | △ 3,785千円 | 1,967,011千円 |
| 8 土木費 | 11,715,597千円 | △ 37,117千円 | 11,678,480千円 |
| 9 消防費 | 3,532,026千円 | △ 7,971千円 | 3,524,055千円 |
| 10 教育費 | 9,765,151千円 | 48,503千円 | 9,813,654千円 |
| 12 公債費 | 8,740,175千円 | △ 55,000千円 | 8,685,175千円 |
| 歳出合計 | 121,883,124千円 | △ 558,731千円 | 121,324,393千円 |

※ 繰越明許費補正（追加）

63件【 4,240,166千円】
（前年度 61件 6,061,227千円）

※ 債務負担行為補正（追加）

(1) 鉄道高架関連用地取得事業（平成16年度分）〈都市建設政策課〉

平成16年度に徳島市土地開発公社が取得した鉄道高架促進事業に必要な用地について、再取得するための期間を延長することにより、令和6年度中に変更契約を締結する必要があるため、債務負担行為を設定する。

（限度額：取得価格242,099千円，利子及び事務費の合計額、期間：令和6年度から令和16年度まで）

【一般会計予算総額】

| 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------------|-----------|---------------|
| 121,080,019千円 | 244,374千円 | 121,324,393千円 |

【一般会計補正予算の対前年度比較】

(単位 千円)

| 区分 | 令和5年度 | 令和6年度 | 増減額 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|
| 3月 補正計上額 | 1,300,948 | 244,374 | △ 1,056,574 |
| 3月 補正後予算額 | 118,328,081 | 121,324,393 | 2,996,312 |

国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

標準準拠システムへの移行に伴う作業等が当初の見込みより減少したことにより費用が減額となったこと及び標準準拠システムの利用に必要なガバメントクラウド利用料が不用となったことに伴い、所要の補正を行う。

1 総務費（国民健康保険システム整備事業費）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ △ 59,941千円

| 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------------|------------|--------------|
| 24,020,256千円 | △ 59,941千円 | 23,960,315千円 |

食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）

※繰越明許費

1件【 98,296千円】
(前年度 1件 86,810千円)

介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

社会保障系業務に係る標準準拠システムの利用に必要なガバメントクラウド利用料が不用となったこと及び介護保険制度改正に係るシステム改修に伴い、所要の補正を行う。

1 総務費（介護保険システム整備事業費）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ △ 13,166千円
（一般経費）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4,375千円

| 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------------|----------|--------------|
| 28,347,980千円 | △8,791千円 | 28,339,189千円 |

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

社会保障系業務に係る標準準拠システムの整備について、当初の想定スケジュールに変更が生じたことにより費用が減額となったこと及び保険料負担金（保険料分）が当初見込を上回ったことに伴い、所要の補正を行う。

- 1 総務費（後期高齢者医療システム整備事業費）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ △41,741千円
- 2 後期高齢者医療広域連合納付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23,000千円

| 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|-----------|-------------|
| 4,599,054千円 | △18,741千円 | 4,580,313千円 |

商業観光施設事業会計補正予算（第2号）

指定管理者の経営支援を目的として実施する固定納付金の減免措置に伴い、所要の補正を行う。

【収益的収入】

- 1 索道営業収益（索道収益）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ △4,935千円
- 2 営業外収益（他会計補助金）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4,935千円

| 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|-----|-----------|
| 125,499千円 | | 125,499千円 |

水道事業会計補正予算（第1号）

地方公営企業繰出金の基準見直しにより、水道事業会計の建設改良費に対する一般会計からの出資金が減額となったことに伴い、所要の補正を行う。

【資本的収入】

- 1 他会計出資金（他会計出資金）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ △75,200千円

| 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|-----------|-------------|
| 1,779,112千円 | △75,200千円 | 1,703,912千円 |